

平成24年

東部知多衛生組合議会  
第2回臨時会会議録

平成24年5月30日（水）開会

平成24年5月30日（水）閉会

東部知多衛生組合

## 平成24年東部知多衛生組合議会第2回臨時会会議録

平成24年東部知多衛生組合議会第2回臨時会は、平成24年5月30日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

### 1 応招議員

1番 上西正雄      3番 早川高光  
4番 平野敬祐      5番 川上 裕      6番 杉浦光男  
8番 山下享司      9番 中村六雄  
10番 勝山 制      11番 大村文俊      12番 鈴木一夫

### 2 不応招議員

2番 三宅佳典      7番 澤 潤一

### 3 出席議員

応招議員と同じ

### 4 欠席議員

不応招議員と同じ

### 5 開閉の日時

平成24年5月30日（水）午前10時00分 開会

平成24年5月30日（水）午前10時20分 閉会

### 6 傍聴者

なし

### 7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 久野孝保      副管理者 石川英明      副管理者 神谷明彦

副管理者代理 間瀬正好      副管理者 岡村秀人      監査委員 古橋洋一

会計管理者 内田 誠      事務局長 鈴木重利      浄化センター工場長 泉 路博

クリーンセンター工場長 久米繁治 副主幹 福島智宏 課長補佐 杉浦尚二

8 職務のため議場に出席した者

書記 鈴木重利 書記 杉浦尚二 書記 加藤博之

9 議事日程

日程第1 指定第1号 議席の指定  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 会期の決定  
日程第4 報告第3号 例月出納検査報告について  
日程第5 議案第4号 工事請負契約の締結について

○議長（上西正雄）

皆さん、おはようございます。

皆様におかれましては、6月定例会を間近に控えまして、大変お忙しい中を組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ここに会議規則第69条第2項の規定により、報告をさせていただきます。

豊明市議会選出の平野敬祐議員は、今月16日の豊明市議会におきまして、組合議員を辞職され、後任の組合議員といたしまして、安井 明議員が選出されました。後程、安井議員の議席の指定を行います。ここで豊明市議会選出の安井議員をご紹介申し上げますので、安井議員、ご挨拶をお願いいたします。

○議員（安井 明）

皆さん、おはようございます。豊明市議会の安井と申します。

私は、当組合議員は平成14年度に一度選出されておりました。今回は2回目でございます。今後ともよろしくをお願いいたします。

○議長（上西正雄）

続いて、副管理者であります石川豊明市長から、母上のご葬儀のお礼挨拶の申し出を受け賜っておりますので、石川副管理者、ご挨拶をお願いいたします。

○副管理者（石川英明）

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、一言ご挨拶を申し上げます。過日、私の母がこの5月15日に亡

くなりました。その折には皆様方に葬儀にご会葬いただきまして、誠にありがとうございました。  
この場を借りて厚く御礼申し上げます。大変ありがとうございました。

○議長（上西正雄）

引き続き、会議に先立ちまして、報告をさせていただきます。

管理者から全員協議会の開催要望があり、議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。

臨時会終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

大府市の三宅佳典議員及び東浦町の澤 潤一議員に関しましては、欠席の届出がありました。

ただ今の出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成24年東部知多衛生組合議会第2回臨時会は成立しますので開会いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めて参りますので、よろしく願いいたします。

ここで、管理者からご挨拶をお願いします。

○管理者（久野孝保）

皆さん、おはようございます。

平成24年東部知多衛生組合議会第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理行政につきまして、深いご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本組合の廃棄物処理行政につきましては、廃棄物処理の適正な維持管理と効率的な組合運営ができるよう、努力して参りたいと存じますので、議員の皆様方におかれましては、引き続き、ご指導とご協力をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、工事請負契約の議案1件を提出いたしております。

また、臨時会終了後には、全員協議会を開催させていただきまして、「ごみ焼却施設技術検討委員会の設置について」をご報告させていただきたいと存じますので、よろしく願いします。

なお、議案等の内容につきましては、順次ご説明させていただきますが、慎重審査の上、お認め賜りますよう、お願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（上西正雄）

日程第1、指定第1号「議席の指定」を行います。

豊明市議会選出の安井 明議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、前任者の議席番号「4番」と指定いたします。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、3番 早川高光議員及び8番 山下享司議員を指名いたします。

日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

おはかりいたします。

本、臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本、臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4、「諸報告」を行います。

お手元に報告第3号が配付してありますので、検査に当たりました監査委員を代表して、古橋監査委員より補足説明をお願いいたします。

○監査委員（古橋洋一）

おはようございます。

ご指名をいただきましたので、報告第3号の補足説明を申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定によりその結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成23年度3月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を、平成24年4月25日に関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（上西正雄）

報告が終わりましたが、何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて諸報告を終わります。

日程第5、議案第4号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

○管理者（久野孝保）

議案第4号「工事請負契約の締結について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案にございますように、下水道接続施設改造工事について請負契約を締結するため、東部知多衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（鈴木重利）

議案第4号の内容説明を申し上げます。

議案の裏面の参考資料をご覧いただきたいと思っております。

この工事内容につきましては、電気制御装置の更新とし尿処理水を下水道へ接続し放流するための施設改造を行うものでございます。

契約の方法は随意契約とし、住重環境エンジニアリング株式会社 大阪支店を相手方としまして、1億7,220万円で請負契約を締結するものでございます。

工事の期間は、契約日の翌日から平成25年3月8日までの期間でございます。

工事概要は、別紙のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

なお、契約の方法が随意契約となりました経過についてご説明申し上げます。

平成23年度に改造工事を実施するにあたり、施設改造設計・発注仕様書作成委託を行っております。この中で、組合の処理方式であります高負荷脱窒素処理方式の施工実績のあるすべてのプラントメーカー8社に施設改造の見積設計図書の作成を依頼しました。しかしながら、組合の指定期日までに組合の求める内容の見積設計図書を提出してきた業者は、住重環境エンジニアリングの1社だけでございました。

これは、本工事が既存施設の改造工事であり、機械設備等の大部分はそのまま使用するため、既存施設全体の知識を特に必要とし、運転にかかるコンピュータシステムとその関連する制御設備の専門知識及び現場の状況に精通していなければならないことから、既存施設のプラントメーカーしか見積設計図書の作成ができなかったものと考えております。

よって、契約の方法を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、契約の性質

又は目的が競争入札に適さないということで随意契約としたものでございます。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（上西正雄）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番、中村議員。

○9番議員（中村六雄）

9番議員の中村です。

今、随意契約をした、いきさつの説明がありましたけど、かなり金額が大きいものですから、こういうことが今後も行われる、改修工事とかいろんなことが出てくると思うのですが、何かこれでいいのかな、他に方法がないのかな、という気が説明を聞いただけなのですが、相見積りの取り様もないわけですよ。どうなんですか。ハードルが高いのか、そうでなくて技術的にやれないのか、今後こういうことが出てくるのが予想されるのですが、どうですか。

それと図面からいくと、公共下水道の繋ぐ、接続の部分は高架ですか、地下に入るのですか、これは図面でいくとどういう風なのか、これも予算がかなりかかるのかな、ちょっとここらの予算はどれくらいを見積られてるのかお聞きしたいし、東海道線が走ってますけど、こういうところはどうか、今の2点ほど将来的に亘っても大事な部分かな、という気がしますので説明をお願いします。

○議長（上西正雄）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

まず、後のご質問からお答えをさせていただきます。

最後の資料として、A4横長で下水道接続点位置図を添えさせていただいております。ご質問のA地点からB地点に至る区間、これにつきましては、組合が東浦町へ負担金をもって工事を実施していただくものでございます。その区間の額でございますが458万8千円を予算計上しております。

それと管の位置ですが、これは当然埋設されるものでありまして、JRの下を埋設してB地点に辿り着くということでございます。そこで、東西に埋設されております境川流域下水道管渠埋設管に接続をさせていただくものでございます。ですからA地点からB地点に至る部分については、組合の施工でなく、東浦町への負担金をもって、東浦町での整備をお願いしていくところでございます。

それから、プラントの改造の件でございますが、総じて今回の内容ですと、なかなか分割するには至りません。しかしながら、処理棟の中でのメンテナンスにおいては、競争の見出せるものは、

現に競争入札で修繕工事等しております。全てが一括見積りということにはなりません、ただこの施設自体が、こういった廃棄物処理行政ですと、仕様書発注というのが一般的に扱われておるところでございます。発注者側としては、今回の東部知多浄化センターであれば、発注時点で処理能力を明記して、それをプラントメーカーが受注し、仕様書に基づいての設計図書を起こし、承認を得て整備する内容になっておりますので、請負ったプラントメーカーの特色が大いに現れるのは、やむを得ないところかな、と考えております。終わります。

○議長（上西正雄）

9番、中村議員。

○9番議員（中村六雄）

今の説明だと、なかなか最初に質問したようなことにはならないのかな、という気がするんですよ。やっぱり仕様書を作るのが、プラントメーカーが作るよ、ということでしたら、普通の技術の範囲からすると、自分とこでやれる仕様書しかおそらく作らないような気がするんですよ。それは競争が全然働かないような仕様書の作り方になってるのかな、という気がしますけど、そこらは盲点になってるような気がするのですが、どうですか。

○議長（上西正雄）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

今の仕様書発注と申しましたのは、仕様書についてはですね、処理能力、それから処理方式を指定しての発注となります。もちろん細かなお話になりますと、例えば処理棟をどの規模で設ける、それから事務所をどういう形で設ける、というのに仕様書には含まれるわけですが、その仕様書のまとめ方については、各メーカーからいただくものではなく、いろんなプラントから集めたものを精査して東部知多衛生組合に見合った仕様書をまとめ上げる内容になっておりますので、先ほど説明の中でもございました、今回8社に投げかけております。その8社というのが、先ほど申しました高負荷脱窒素処理方式を手掛けた経緯のある業者ばかりでございます。その中の住重環境エンジニアリングが現在の浄化センター建設をしておるものの、まだ他にも当然ノウハウのお持ちのプラントメーカーが見えますので、投げかけた結果がやはり当初受注した、受注者イコール設計にもなるわけで、そういったところで今回は見積りの提示があったということでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上西正雄）

9番、中村議員。

○9番議員（中村六雄）



今の説明だと、1社しか出さないような見積りで、随契だということですけども、違いますか。仮にその様式が違って、何社か出せるような方策を作らないとまずいと思うんですけども。値段はその随契のところが一番安かろうと思いますが、普通でいけばですよ。普通の積算をすれば、違いますか。

○議長（上西正雄）

事務局長。

○事務局長（鈴木重利）

今後についての発注仕様書作成に当たってはですね、やはり最初の説明にも含めておりますが、既存の施設を大いに最大、有効利用を図りつつの改造になりますので、その点が他社ではなかなか手が出しづらかったのかと思われま。細かな本音までは、各社の意見は徴収しておりませんが投げかけた条件に対する反応は1社だけであったので、やむを得ない事態かな、と考えております。終わります。

○議長（上西正雄）

よろしいですか。その他ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数です。

議案第4号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶をお願いします。

○管理者（久野孝保）

平成24年東部知多衛生組合議会第2回臨時会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今の案件につきましては、お認めをいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今後、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（上西正雄）

これもちまして、平成24年東部知多衛生組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

（閉会）

誠に恐れ入りますが、引き続き全員協議会を休憩なしで開催をしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

上 西 正 雄

3 番議員

早 川 高 光

8 番議員

山 下 恭 司

